医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(3)　（略） (4)　デキストロメトルファン・クレゾールスルホン酸（一mL中デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物として二・五mg及びクレゾールスルホン酸カリウム十五mgを含有する小児用シロップ剤に限る。） (5)～(17)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(3)　（略） （新設） (4)～(16)　（略） 二　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二百七十九号）を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品第一号中「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に改め、同表改正後欄の同告示第一号中「(15)」を「(16)」に改める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

その他告示

○内閣府告示第百二十九号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十二号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年十月十四日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道平取町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百三十号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項において準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第五十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年十月十四日付けで認定したので、同法第十一条第二項において準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道浦河町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　浦河町アイヌ施策推進地域計画

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市田口町字白山八の一から八の一七まで、一四、一五、一六の一、一六の二、一七から二二まで、二七、二八の一、二八の二、二九、字六ツ石一の一、一の二、一の四、一八から二〇まで、二一の一から二一の三一まで、字池田一、二の一、二の二、四の一から四の一まで、八の一から八の三まで、八の五、八の六、九、一〇、一二、一三、一六の一、一六の二、一七、一九の一、一九の二、字梅須二、二の六、三の一から三の四まで、四、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八、一〇、一一、一四、一五の一、一七の一、一七の三、一七の四、一七の六、一八の一、一九、二〇、二三の一、二三の二、二四、三〇から三二まで、三五の一、三五の三、三五の四、三六の一、三六の二、三七、三八、四二の一、四二の二、四三、四五の一、四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県三豊市三野町吉津字角林丙二三三の三、丙二三三の四、丙二三三の九、丙二三三の一〇、丙二三五の一、丙二三六の二、丙二三八の五二、丙二三八の七七、丙二三八の七九から丙二三八の一〇一まで、丙二三八の一〇三から丙二三八の一〇八まで、丙二三八の一一〇から丙二三八の一二二まで、丙二三八の一二四、丙二三八の一二六、丙二三八の一三六から丙二三八の一三八まで、丙二三八の一四〇、丙二三八の一四八、丙二三八の一四九、丙二三八の一五一、丙二三八の一六五、丙二三八の甲七八、丙二三八の甲一二三、丙二三八の甲一二七、丙二三八の甲一二九から丙二三八の甲一三三まで、丙二三八の甲一三五、丙二三八の甲